

性能評価事業のご案内

(指定建築材料の性能評価)

一般財団法人建材試験センター
性能評価本部
性能評定課

May.2018 版

指定建築材料の性能評価について

指定建築材料は、建築基準法第 37 条にて「建築物の基礎、主要構造部その他安全上、防火上又は衛生上重要である政令で定める部分に使用する木材、鋼材、コンクリートその他の建築材料として国土交通大臣が定めるもの」と規定されており、下表の 23 品目が指定されています。

指定建築材料一覧※¹

1	構造用鋼材及び鋳鋼	12	木質断熱複合パネル
2	高力ボルト及びボルト	13	木質接着複合パネル
3	構造用ケーブル	14	タッピンねじその他これに類するもの
4	鉄筋	15	打込み鋲
5	溶接材料	16	アルミニウム合金材
6	ターンバックル	17	トラス用機械式継手
7	コンクリート	18	膜材料及びテント倉庫用膜材料
8	コンクリートブロック	19	セラミックメーソンリーユニット
9	免震材料	20	石綿飛散防止剤
10	木質接着成形軸材料	21	緊張材
11	木質複合軸材料	22	軽量気泡コンクリートパネル
		23	直交集成板

上記の指定建築材料は建築基準法第 37 条第 1 号により、品質について「国土交通大臣の指定する日本工業規格又は日本農林規格」※²に適合することが要求されます。これらの適合判断は建築主事等により行われます。

建築基準法第 37 条第 1 号に適合しない指定建築材料は同条第 2 号により、国土交通大臣による「構造方法等の認定」※³（以下「大臣認定」）を取得することが要求されます。

当センターでは、国土交通大臣により指定された「指定性能評価機関」※⁴として「大臣認定」のための審査に必要な「性能評価」※⁵を実施しています。

指定建築材料の「性能評価」では、申請された指定建築材料の品質が「品質に関する技術的基準」※⁶に適合していることを当センター制定の「建築材料の品質性能評価業務方法書」に基づいて評価いたします。

※¹ 平成 12 年建設省告示第 1446 号第 1 項第 1 にて定められています。

※² 規格番号は平成 12 年建設省告示第 1446 号第 1 項第 2 に記載されています。

※³ 建築基準法第 68 条の 25 第 1 項にて定められています。

※⁴ 建築基準法第 68 条の 25 第 3 項，第 77 号の 56 にて定められています。

※⁵ 建築基準法第 68 条の 25 第 2 項にて定められています。

※⁶ 平成 12 年建設省告示第 1446 号第 3 にて定められています。

○建材試験センターの特色

公平中立な審査の実施

審査は、当センター内に設置した「性能評価委員会」にて実施いたします。公平・中立な立場から高度な専門的知識をもとに、円滑に審査いたします。

試験の実施

当センターでは、指定建築材料の評価に必要な各種試験を行うことができます。

大臣認定申請のお手伝い

性能評価書が発行された後、国土交通大臣へ大臣認定の申請が必要になります。当センターでは大臣認定申請のお手伝いを実施しています。

○その他の性能評価

当センターでは、指定建築材料の性能評価以外にも、次のような性能評価も実施しています。これらの性能評価につきましては、別途ご相談ください。

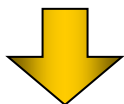
- ・ 試験を伴う性能評価^{※7}
- ・ 遮煙性能を有する防火設備
- ・ 一般設備、耐火性能検証等

※7 防耐火関係、木質系壁倍率、遮音構造、ホルムアルデヒド発散建築材料

事前相談から大臣認定書取得までの流れ

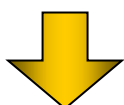
(1) お問合せ

お問合せは、当センター性能評価本部性能評定課までご連絡ください。



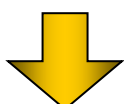
(2) 事前相談

申請内容、必要書類、試験条件、スケジュール等について打合せいたします。



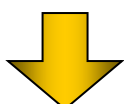
(3) 申請受付・契約

性能評価の申請の際には、性能評価申請書及び申請図書を提出してください。内容確認の上、申請の受付及び契約を行い、請求書を発行いたします。



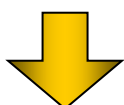
(4) 性能評価委員会の審査

ご提出いただいた申請図書に基づき、申請案件の基準適合について審査いたします。



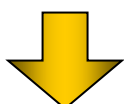
(5) 性能評価書の発行

審査の結果、基準適合と評価されたものについて、性能評価書を発行いたします。なお、性能評価書の発行が近くなりましたら、大臣認定の申請手続きに関してご案内いたします。



(6) 国土交通大臣への申請

所定の申請書に当センター発行の性能評価書を添えて、国土交通大臣へ大臣認定の申請をいたします。委任頂いた場合、当センターにて申請手続きをいたします。



(7) 認定書の発行

審査を経て国土交通省より認定書が発行されます。委任頂いた案件は、当センターが代理で受領し、速やかに送付いたします。

事前相談から大臣認定書取得までの各ステップについて

(1)お問合せ

性能評価についてのご相談は、当センター性能評価本部性能評定課までご連絡ください。お問合せの内容に応じて、申請のご相談を承ります。

ご相談の際には、あらかじめ以下の事項をご確認ください。

- ・評価対象となる指定建築材料の種類（本資料 P2 に記載）
 - ・指定建築材料に、37 条第一号に基づき国土交通大臣が指定した JIS がある場合、JIS に適合しない理由
 - ・製造並びに品質管理体制の概要（ISO9001、JIS、JAS 等の取得有無など）
- ・当センターでは、日本語のみで対応します。

(2)事前相談

性能評価の申請をご検討されている指定建築材料に応じて、当センター評価担当者が試験方法や試験結果の確認、申請に必要な資料、審査の基準、審査方法等の説明並びに今後の進め方の打ち合わせをいたします。この後、性能評価申請書及び申請図書の準備を開始していただきます。

- ・当センターを含む性能評価機関が、性能評価の結果を約束するようなコンサルタント行為をすることは建築基準法令の規定により、禁止されています。

○性能評価申請書の作成方法

申請責任者は、代表権を有する方としてください。

連絡担当者は、当センター担当者との連絡窓口となっていただく方です。当センターは日本語のみでの対応になりますので、日本語にて対応できる方とし、原則として日本国内にある事務所の方としてください。

性能評価申請書の対象法令欄には「建築基準法第 37 条第二号」と記載し、また、評価項目の内容欄には指定建築材料の種類（例えば、コンクリート）を記載してください。

- ・性能評価申請書の詳細な作成方法については記載例を準備しています。記載例は窓口にて配布する他、当センターホームページに掲載しています。ご不明な点はお問合せください。

○申請図書の作成方法

申請図書はA4版としてファイルに綴ってください。

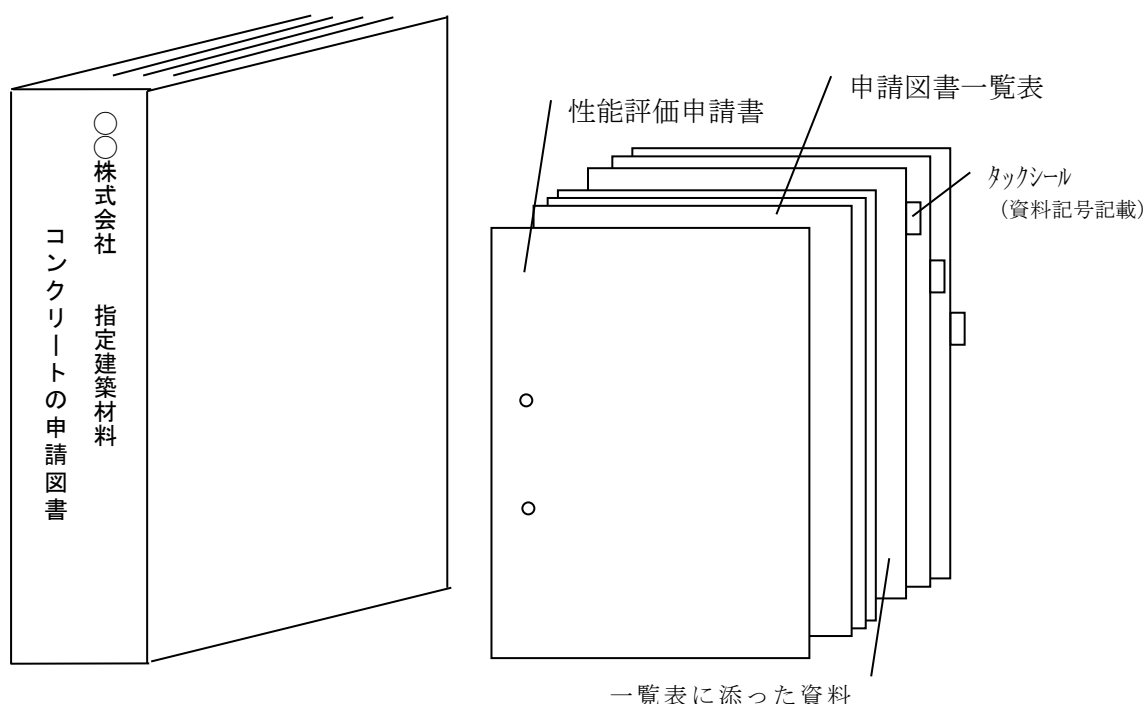
申請図書の各資料の一覧を申請図書一覧表として性能評価申請書の後ろに添付してください。

申請図書の各種資料にはインデックス（タックシール等）をつけてください。

写真等を除いて、資料の体裁は白黒印刷で結構です。

背表紙には、次ページの「ファイリング例」を参考に、指定建築材料の種類（例えばコンクリート）、会社名等を表示してください。

「ファイリング例」



(3) 申請受付・契約

事前相談の終了後、性能評価業務約款に基づき正式に申請受付・契約手続きを実施いたします。

○資料の提出

性能評価の申請に必要な資料は性能評価申請書及び申請図書各1部です^{※8}。性能評価課の担当者まで提出してください。郵送、持参いずれでも結構です。

○申請の受付・契約及び性能評価手数料の振込

当センターにて性能評価の申請を受付・契約した後、受付印を押印した性能評価申請書の写しと性能評価料金^{※9}の請求書を送付いたしますので、所定の口座までお支払いください。なお、経理処理上の手続きについてご相談がある場合には、性能評価課の担当者までお申し出ください。

○契約事項の変更手続きについて

性能評価書の発行までに、性能評価申請書に記載された事項に変更が生じた場合には、所定の「変更願書」にて変更手続きをしてください。

変更願書が必要になる場合は、次のような場合が該当します。

- ① 性能評価の申請責任者に変更が生じた場合
- ② 性能評価の連絡担当者に変更が生じた場合
- ③ 商品名に変更が生じた場合

変更内容が大幅なものである場合には、変更の取扱いができない場合もあります。

性能評価書発行後は、上記の変更はできませんのでご注意ください。

○性能評価の取り下げ手続きについて

諸事情により性能評価申請を取り下げる際には、所定の「取り下げ届」にて取り下げ手続きをしてください。

- ・契約解除手続きは、当センターが別に定める「性能評価業務約款」によります。性能評価手数料は、原則としてご返却いたしませんので予めご了承ください。
- ・「変更願書」「取り下げ届」の用紙は窓口にて配布する他、当センターホームページに掲載しています。

※8 コンクリートの場合は性能評価申請書 1 部及び申請図書 3 部です。

※9 指定建築材料の性能評価料金は、1 申請あたり 320,000 円（消費税非課税）となります。

この料金は建築基準法施行規則第 11 条の 2 の 3 第 3 項第四号に定められています。なお、原則として料金のご返却は致しませんので予めご了承ください。

(4) 性能評価委員会の審査

申請図書に基づいて、当センター制定の「建築材料の品質性能評価業務方法書」に従って申請案件を審査いたします。「業務方法書」は、窓口にて配布しているほか、当センターホームページに掲載しています。

審査は、当センター内に設置した下表の「性能評価委員会」にて実施いたします。最新の委員会の開催状況につきましては、当センターホームページもしくは性能評定課までお問合せください。なお、コンクリートにつきましては原則的に当センターの「評価員」が審査を実施し、必要に応じて「材料性能評価委員会」にて審議することとしています。

審査の過程において、書類の一部修正をお願いする場合があります。

指定建築材料	委員会名称
コンクリート	材料性能評価委員会

木質材料 木質接着成形軸材料 木質複合軸材料 木質断熱複合パネル 木質接着複合パネル	構造性能評価委員会
石綿飛散防止剤 軽量気泡コンクリートパネル	アスベスト対策性能評価委員会

・上記以外の分野の指定建築材料については、適宜担当して対応いたします。

(5) 性能評価書の発行

審査した結果に基づき、性能評価書を作成・発行いたします。

性能評価書の発行が近くなりましたら、国土交通大臣への申請手続きに関して、性能評定課担当者よりご案内いたします。

- ・必要な書類が性能評価業務約款に定める期間までに揃わない場合等については、「性能評価ができない旨の通知書」を交付することがあります。この場合、性能評価料金は返却いたしませんので予めご了承ください。

(6) 国土交通大臣への申請

建築基準法第 68 条の 25 に規定される大臣認定を取得するためには、当センター発行の性能評価書をもって、国土交通大臣宛に「大臣認定の申請」を行う必要があります。国土交通省の受付窓口は、住宅局建築指導課（東京都千代田区霞ヶ関）になります。

国土交通省 HP における、建築物の構造方法等の認定申請に関する情報は、下記になります。

<http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/authorization.html>

○大臣認定の申請手続きについて

大臣認定の申請は、「構造方法等の認定申請書」^{※10}に、性能評価書を添えて国土交通大臣へ提出します。なお、法定申請手数料^{※11}として 2 万円の収入印紙が必要になります。

大臣認定の申請につきましては、ご希望に応じて性能評定課にて代行手続きを実施いたします。

※10 建築基準法施行規則別記第 50 号の 11 に様式が定められています。

※11 建築基準法施行規則第 11 条の 2 の 3 第 1 号ただし書きにて定められています。

(7) 認定書の発行

国土交通省では、申請された資料に基づき、認定のための審査が行なわれます。大臣認定の申請から認定書交付までの期間は案件にもよりますが、概ね1～2ヶ月程度を要します。

申請手続きを委任頂いた場合には、当センターにて認定書を代理受領いたします。受領次第、速やかに認定書を送付いたします。

国土交通省 HP における、大臣認定（認定一覧、認定番号等）に関する情報は、下記になります。

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000042.html

性能評価委員会

指定建築材料の性能評価の審査を行う委員会は、次の通りです。

分野	委員会及び委員構成
コンクリート	材料性能評価委員会 委員長：梶田佳寛（宇都宮大学 名誉教授） 委員長代理：湯浅 昇（日本大学 教授） 委員：真野孝次（建材試験センター） 委員：鈴木澄江（建材試験センター） 委員：流田靖博（建材試験センター） 委員：中村則清（建材試験センター） 委員：萩原伸治（建材試験センター）
木質材料	構造性能評価委員会 委員長：鈴木秀三（職業能力開発総合大学校 名誉教授） 委員長代理：河合直人（工学院大学 教授） 委員長代理：五十田博（京都大学生存圏研究所 教授） 委員：川上 修（建材試験センター） 委員：伊藤嘉則（建材試験センター）
軽量気泡コンクリート 石綿飛散防止剤	アスベスト対策性能評価委員会 委員長：本橋健司（芝浦工業大学 教授） 委員長代理：小山明男（明治大学 教授）

・上記以外の分野の指定建築材料については、適宜担当して対応いたします。

Information～お問合せ先～

一般財団法人建材試験センター 性能評価本部 性能評定課
 〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町 1-10-15 JL 日本橋ビル 8F
 TEL:03-3527-2135 FAX:03-3527-2136



最寄り駅: 日比谷線、都営浅草線「人形町」駅	徒歩 5 分
日比谷線「小伝馬町」駅	徒歩 5 分
都営新宿線「馬喰横山」駅	徒歩 8 分
半蔵門線・銀座線「三越前」駅	徒歩 8 分
半蔵門線「水天宫前」駅	徒歩 9 分
JR 総武線「新日本橋」駅	徒歩 8 分

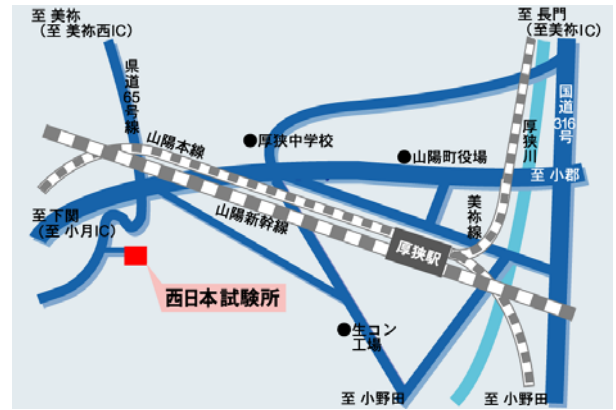
中央試験所、西日本試験所におきましても、性能評価の事前相談に対応しております。
 下記までお気軽にお問合せ下さい。



中央試験所

〒340-0003 埼玉県草加市稲荷 5-21-20
 TEL:048-935-1991(代表) FAX:048-931-8323

最寄り駅から
 東武スカイツリーライン草加駅又は松原団地駅からタクシーで約 10 分
 松原団地駅から八潮団地行きバスで約 10 分 南青柳下車徒歩 10 分
 草加駅から稲荷 5 丁目行きバスで約 10 分 稲荷 5 丁目下車徒歩 3 分
 高速道路から
 常磐自動車道及び首都高速三郷 I.C「西口出口」から 10 分
 東京外環自動車道「草加出口」を出て、外環道下道路(国道 298 号線)を
 三郷方面へ進み、草加産業道路交差点を進む。



西日本試験所 試験課

〒757-0004 山口県山陽小野田市山川
 TEL:0836-72-1223 FAX:0836-72-1960

最寄り駅から
 山陽本線厚狭駅、山陽新幹線厚狭駅からタクシーで 5 分
 高速道路から
 山陽自動車道山口南 I.C.から国道 2 号線を「下関」方面に向かい車で 40 分
 山陽自動車道植生 I.C.から国道 2 号線を「小郡・広島」方面に向かい車で 5 分
 中国自動車道美祢西 I.C.から国道 65 号線を国道 2 号線「山陽」方面に向かい
 車で 15 分